

平成30年度会計

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和元年10月

島根県監査委員

監 第 9 9 号
令和元年10月18日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会教育長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 須 山 隆

島根県監査委員 山 根 成 二

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 後 藤 勇

平成30年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成30年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、令和2年9月18日（金）までに行ってください。

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	1
第2	監査の結果	2
1	監査結果	2
(1)	総括	2
(2)	指摘・指示事項	2
(3)	重点的監査事項	3
2	指摘事項	4
	収入関係事務	4
3	指示事項の主なもの	5
(1)	収入関係事務	5
(2)	支出関係事務	5
(3)	財産関係事務	5

意 見

第1	本年度の意見	6
1	定期監査の結果に関する意見	6
(1)	内部統制体制の確立について	6
(2)	会計事務の適正化について	7
(3)	物品管理の適正化について	7
(4)	学校におけるコンピュータシステムの保守管理について	8
2	組織及び運営の合理化に資するための意見	9
(1)	随意契約について	9
(2)	旅費制度の職員への周知について	10
第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	11

参 考

別紙 1	平成 3 0 年度会計監査実施機関及び実施期日 (本庁等) ……………	12
別紙 2	〃 (地方機関：実地監査) ……	13
別紙 3	〃 (地方機関：書面監査) ……	14

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。実施に当たっては、「随意契約限度額を超える金額の随意契約の適法性について」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として平成30年度であるが、一部の地方機関においては、監査を平成30年度下半期に行う関係上、平成29年度下半期から平成30年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関223機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関82機関の全てについて実地監査^{*1}を行った。また、地方機関は、対象機関141機関のうち71機関について実地監査を、残り70機関について書面監査^{*2}を行った。

(単位：機関)

区分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本庁等	82	82	82	—
地方機関	141	141	71	70
計	223	223	153	70

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本庁等 令和元年7月8日から8月21日まで (別紙1のとおり)

地方機関 平成30年12月14日から平成31年3月12日まで及び

令和元年5月27日から7月19日まで (別紙2及び3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入に関するものが2件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが100件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	2	0	0	0	0	2	14
指示事項	0	41	25	4	0	30	100	141
合 計	0	43	25	4	0	30	102	155

※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

(3) 重点的監査事項

随意契約限度額を超える随意契約の適法性について

地方公共団体の契約方法は一般競争入札によって行うのが原則であるが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を根拠とした随意契約を数多く結んでいる。その多くは、島根県会計規則第66条の表^{※5}に定める随意契約限度額以下の契約であるが、当該限度額を超える契約も相当数存在する。

今回の定期監査では、随意契約によって契約を締結したもののうち、随意契約限度額を超える金額で締結した契約につき、その実態を調査し、法令・規則等に照らして適切に行われているかどうか、という観点から監査を行った。

その結果、随意契約はおおむね適正に実施されていたが、随意契約を行う理由について、法令等の規定に照らして疑義を生じうるものも見受けられた。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

※5 島根県会計規則第66条の表

随意契約限度額は、下の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ右欄に定める額となっている。

契約の種類	額
1 工事又は製造の請負	2,500,000 円
2 財産の買入れ	1,600,000 円
3 物件の借入れ	800,000 円
4 財産の売払い	500,000 円
5 物件の貸付け	300,000 円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

2 指摘事項

収入関係事務

① 調定の時期が適当でないもの

道路の占用許可に係る占用料等（過年度からの継続許可分）に係る収入調定の時期が、3ヶ月以上遅れているものがあった。

一般国道186号

使用料 335,500円

調定すべき日 平成30年4月1日

調定日 平成30年7月3日

外310件

(浜田県土整備事務所)

② 調定額を誤っているもの

旅客ターミナルビル等の行政財産の使用許可及び斐川なぎさ公園に係る、電気料金等の負担額について、誤って算定していたものが8件あった。

(1) 行政財産使用許可に係る電気料金等の負担額

正当額 68,517円

調定済額 68,366円

不足額 151円

外6件

(2) 斐川なぎさ公園に係る電気料金等の負担額

正当額 38,365円

調定済額 38,294円

不足額 71円

(出雲空港管理事務所)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入について、納入期限までに収入されず、3ヶ月以上遅延したにもかかわらず督促状発出等債権確保の手続を行っていないものがあった。

(2) 支出関係事務

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3ヶ月以上遅延したものがあつた。

(3) 財産関係事務

① 財産事務

行政財産の使用許可台帳、貸付台帳を作成していないもの、記載内容が不備なものがあった。

② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿を作成していないものがあった。

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 内部統制体制の確立について（人事課）

今回の監査においては、指摘事項、指示事項とも大きく減少した。

しかし、指摘事項等の内容を精査すると、担当職員の失念や見落とし、業務への未習熟といった個人の錯誤に起因する瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく放置されたと考えられる事例が多く見受けられた。

ヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであり、組織的にチェックできる体制を整備することにより、業務の適切な執行を確保する必要がある。

さらに、今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための業務執行体制を確立することが求められている。

このような趣旨から、平成29年に地方自治法が改正され、今年度中に内部統制の仕組みを整備し、令和2年度から運用することとなっている。

内部統制体制の整備に伴い、一時的に職員の業務量が増加するものの、事務の手戻りの減少や、不適正な事務処理発生リスクが軽減されるなど、安心して業務に従事できる環境が整い、職員にとって働きやすい職場環境の実現に繋がるものである。

については、内部統制体制の整備及び運用に当たっては、知事のリーダーシップのもと、適正な事務処理が確保されるための真に有効かつ効率的な取組となるよう、全庁をあげて取り組まれない。

※内部統制体制…地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

(2) 会計事務の適正化について（各執行機関）

今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や督促状未発出、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、支出関連諸帳簿の未整理、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備など、昨年度と同様の結果であった。

昨年より件数が減少したことは、チェック機能の整備や指導支援体制等、所属としての取組みが進んでいるものと考えられる。

ただ、かねてから監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における取組みを一層進める必要があることを示している。

引き続き、各執行機関においては、所属長の責務として、生じうるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行に努められたい。

(3) 物品管理の適正化について（各執行機関、出納局）

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として物品取得時の物品受入調書の未作成、使用責任者記録簿の未出力及び使用責任者の押印漏れ等、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

ついでには、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあつては、会計事務担当者に対する研修や制度周知の充実をはじめ、会計検査の機会を利用するなどによる所属への指導に一層努められたい。

(4) 学校におけるコンピュータシステムの保守管理について（教育施設課）

各専門高校等に設置されている各種コンピュータシステムについて、構築時は一般競争入札により教育施設課で執行しているが、構築されたシステムの保守管理業務は、当該システム構築業者への一者随契により、毎年、各学校において執行されている。

システムの導入と導入後の保守管理業務を同一業者が担うことが適切であるならば、パソコン・複写機や全庁的な電算システムの調達において実施しているように、複数年の保守管理を含めた仕様により入札執行することが、全体として競争原理が働き、かつ各学校における事務の省力化につながると考えられる。

については、新規導入時や次期更新時において、システムの導入と導入後の保守管理業務を含めた契約を締結することについて検討されたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 随意契約について（各執行機関）

地方自治法第234条は一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（以下、「令」という。）第167条の2第1項各号に定められた事項に該当する場合に限り行う事ができるものである。

今回の監査で、島根県会計規則第66条の表に規定する限度額を超える金額の随意契約（以下、「随意契約」は、この意味で使用する。）について、法令・規則等に定める要件に照らして適切に行われているかどうか等の視点から、重点的監査事項として調査した。

随意契約の根拠として最も多かったのが、令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない」契約であり、その多くは、「契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものである」ことを随意契約を行う理由としてあげ、結果として特定の一方のみを契約の相手方とする「一者随意契約」が行われていた。

監査においてこのような随意契約を確認したところ、多くの場合、随意契約を行う理由は適正なものであった。

しかし、同業他者へ委託する可能性を十分検討せず長年の契約実績がある者と随意契約を行っていると思われる事例など、令第167条の2第1項第2号に照らして疑義が生じうる契約も見られた。

については、各所属においては安易に前例を踏襲することなく、常に競争性のある契約方法がとれないか検討を行い、やむを得ず随意契約を行う場合であっても、そこに至った理由が、令第167条の2第1項各号の規定に適合する内容であることを明確に示すことにより、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 旅費の適正な執行及び旅費制度の職員への周知について

(各執行機関、人事課、教育庁総務課、総務事務センター)

旅費事務については、平成24年1月から旅費事務システムを導入し、各所属において旅行者が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力し、決裁者はシステム入力内容と領収書の突合を行い、不整合がないことを確認した上で決裁を行うこととされている。

決裁後、総務事務センターの審査を経て旅費が支給される仕組みとなっているが、総務事務センターの審査において、領収書の確認は行われていない。

このため、旅費を適正に支給するには、全職員が旅費制度について、正しい知識と理解を持つことが不可欠である。

旅費については、支払額を誤った事例があったことから、平成23年度及び24年度会計定期監査において、各機関の実態に応じた研修・指導の充実・強化を図るよう意見を述べたところである。

今回の監査において、実地監査実施全機関について抽出によりシステム入力内容と領収書の突合を行った。その結果、領収書と異なった金額で精算報告を行い、決裁者もそれを見逃して精算確認を行ったことで誤った旅費が支給された事例、領収書に必要とされる事項が記載されていない事例など、旅行者及び決裁者の不注意に起因すると思われる誤りや、隠岐汽船フェリーの2等客室利用時に領収書を添付しなかった事例など、制度変更を含む制度自体の理解不足に起因すると思われる誤りが見受けられた。

については、各執行機関においては、領収書の金額と精算額の突合を的確に行うとともに、旅費制度に則った旅行命令及び精算事務を行うことにより、適正な旅費の執行に努められたい。

また、人事課、教育庁総務課、総務事務センターにおいては、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう、職員に対する研修・指導の充実・強化、わかりやすい旅費制度の周知を行うことにより、適切な旅費事務の確保に努められたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 定期監査の結果に関する意見
 - (1) 内部統制体制の確立について
 - (2) 会計事務の適正化について
 - (3) 道路占用料等の収入調定の遅延について
 - (4) 公有財産管理業務の適正化について

- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
備品の適正な処分について
 - ① 不用品物品売却に当たっての競争性の向上
 - ② 売却に関する情報の提供
 - ③ 一元的な売却への取組

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
 - 2 ② 売却に関する情報の提供

- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 1 (1) 内部統制体制の確立について
 - 1 (2) 会計事務の適正化について
 - 1 (3) 道路占用料等の収入調定の遅延について
 - 1 (4) 公有財産管理業務の適正化について
 - 2 ① 不用品物品売却に当たっての競争性の向上
 - 2 ③ 一元的な売却への取組

- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

平成30年度会計監査実施機関及び実施期日
(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和元年8月20日
	秘書課	令和元年8月20日
	統計調査課	令和元年8月1日
総務部	総務課	令和元年8月20日
	人事課	令和元年7月23日
	財政課	令和元年8月20日
	税務課	令和元年7月30日
	管財課	令和元年7月23日
	営繕課	令和元年7月29日
	総務事務センター	令和元年7月22日
広報部		令和元年8月6日
防災部	消防総務課	令和元年8月8日
	防災危機管理課	令和元年8月8日
	原子力安全対策課	令和元年7月30日
地域振興部	地域政策課	令和元年8月21日
	しまね暮らし推進課	令和元年8月6日
	市町村課	令和元年8月19日
	情報政策課	令和元年8月9日
	交通対策課	令和元年8月7日
環境生活部	環境生活総務課	令和元年8月21日
	人権同和対策課	令和元年8月7日
	文化国際課	令和元年8月9日
	自然環境課	令和元年8月6日
	環境政策課	令和元年7月22日
廃棄物対策課		令和元年7月22日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和元年8月19日
	地域福祉課	令和元年7月22日
	医療政策課	令和元年7月30日
	健康推進課	令和元年7月23日
	高齢者福祉課	令和元年7月22日
	青少年家庭課	令和元年7月22日
	子ども・子育て支援課	令和元年7月22日
	障がい福祉課	令和元年7月22日
	薬事衛生課	令和元年7月23日
農林水産部	農林水産総務課	令和元年8月19日
	農業経営課	令和元年7月22日
	農産園芸課	令和元年7月22日
	畜産課	令和元年7月23日
	農村整備課	令和元年7月30日
	農地整備課	令和元年7月30日
	林業課	令和元年7月29日
	森林整備課	令和元年7月29日
	水産課	令和元年7月24日
	漁港漁場整備課	令和元年7月24日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
商工労働部	商工政策課	令和元年8月9日
	観光振興課	令和元年8月5日
	しまねブランド推進課	令和元年8月5日
	産業振興課	令和元年7月30日
	企業立地課	令和元年7月22日
	中小企業課	令和元年7月23日
	雇用政策課	令和元年8月8日
土木部	土木総務課	令和元年8月20日
	技術管理課	令和元年8月1日
	用地対策課	令和元年7月29日
	道路維持課	令和元年8月5日
	道路建設課	令和元年8月5日
	高速道路推進課	令和元年8月5日
	河川課	令和元年7月24日
	斐伊川神戸川対策課	令和元年8月19日
	港湾空港課	令和元年7月23日
	砂防課	令和元年8月5日
	都市計画課	令和元年7月23日
	下水道推進課	令和元年8月1日
	建築住宅課	令和元年7月23日
出納局		令和元年8月8日
企業局		令和元年7月9日
病院局		令和元年7月8日
議会事務局		令和元年8月9日
教育委員会	教育庁総務課	令和元年8月21日
	教育施設課	令和元年7月23日
	学校企画課	令和元年7月29日
	教育指導課	令和元年8月21日
	特別支援教育課	令和元年7月24日
	保健体育課	令和元年8月1日
	社会教育課	令和元年7月24日
	人権同和教育課	令和元年8月7日
	文化財課	令和元年8月21日
福利課	令和元年7月24日	
公安委員会	警察本部	令和元年8月19日
人事委員会事務局		令和元年8月20日
監査委員事務局		令和元年8月20日
労働委員会事務局		令和元年8月20日

計	82 機関
---	-------

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

平成30年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	隠岐支庁県民局	令和元年7月11日	土木部	松江県土整備事務所	令和元年7月10日
	隠岐支庁隠岐保健所	令和元年7月4日		雲南県土整備事務所	令和元年7月4日
	隠岐支庁農林局	令和元年7月4日		出雲県土整備事務所	令和元年7月4日
	隠岐支庁水産局	令和元年7月11日		県央県土整備事務所	令和元年7月3日
	隠岐支庁県土整備局	令和元年7月4日		浜田県土整備事務所	令和元年7月17日
	東部県民センター	令和元年7月10日		益田県土整備事務所	令和元年7月19日
	東部県民センター 雲南事務所	令和元年7月10日		出雲空港管理事務所	令和元年6月5日
	西部県民センター	令和元年7月18日		宍道湖流域下水道 管理事務所	令和元年7月5日
	西部県民センター 県央事務所	令和元年7月18日		浜田港湾振興センター	令和元年7月18日
	東京事務所	令和元年7月16日		企業局	東部事務所
防災部	消防学校	平成31年1月16日		西部事務所	令和元年7月9日
地域振興部	中山間地域研究 センター	令和元年5月27日	病院局	中央病院	令和元年7月8日
環境生活部	芸術文化センター	平成31年1月10日		こころの医療センター	令和元年7月8日
健康福祉部	雲南保健所	平成31年1月23日	教育委員会	浜田教育事務所	平成31年1月16日
	県央保健所	平成31年1月17日		島根県教育センター	平成31年1月23日
	益田保健所	平成31年1月10日		東部社会教育 研修センター	平成31年1月16日
	保健環境科学研究所	令和元年5月27日		図書館	平成31年1月15日
	出雲児童相談所	平成31年1月22日		埋蔵文化財調査センター	令和元年5月27日
	益田児童相談所	平成31年1月10日		古代出雲歴史博物館	平成31年1月17日
	わかたけ学園	平成31年1月22日		松江工業高等学校	平成31年1月25日
	女性相談センター	平成31年1月15日		松江農林高等学校	平成31年1月24日
	食肉衛生検査所	平成31年1月17日		大東高等学校	平成31年1月24日
	農林水産部	東部農林振興センター		令和元年7月10日	
東部農林振興センター 出雲事務所		令和元年7月10日		出雲農林高等学校	平成31年1月24日
東部農林振興センター 松江家畜衛生部		令和元年7月10日		矢上高等学校	平成31年1月17日
東部農林振興センター 出雲家畜衛生部		令和元年7月10日		浜田ろう学校	平成31年1月16日
西部農林振興センター		令和元年7月16日		松江養護学校	平成31年1月16日
農業技術センター		令和元年6月5日		石見養護学校	平成31年1月17日
農林大学校		令和元年7月3日		浜田養護学校	平成31年1月16日
畜産技術センター		令和元年6月5日		松江清心養護学校	平成31年1月15日
松江水産事務所		令和元年7月10日	公安委員会	雲南警察署	平成31年1月23日
浜田水産事務所		令和元年7月17日		津和野警察署	平成31年1月9日
水産技術センター		令和元年7月16日		隠岐の島警察署	令和元年7月11日
商工労働部		大阪事務所		令和元年5月31日	浦郷警察署
		広島事務所	令和元年5月30日		
	産業技術センター	令和元年7月4日			
	西部高等技術校	平成31年1月9日			
			計	71 機関	

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

平成30年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関
総 務 部	東部県民センター出雲事務所
	西部県民センター益田事務所
	公文書センター
	自治研修所
環境生活部	美術館
健康福祉部	出雲保健所
	浜田保健所
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所
	中央児童相談所
	浜田児童相談所
	心と体の相談センター
農林水産部	東部農林振興センター雲南事務所
	西部農林振興センター県央事務所
	西部農林振興センター益田事務所
	西部農林振興センター川本家畜衛生部
	西部農林振興センター益田家畜衛生部
商工労働部	東部高等技術校
土木部	浜田河川総合開発事務所
教育委員会	松江教育事務所
	出雲教育事務所
	益田教育事務所
	★ 隠岐教育事務所
	浜田教育センター
	西部社会教育研修センター
	青少年の家
	少年自然の家
	安来高等学校
	情報科学高等学校
	松江北高等学校
	松江南高等学校
	松江東高等学校
	松江商業高等学校
	宍道高等学校
	横田高等学校
	三刀屋高等学校
	飯南高等学校

部 局	監査実施機関
	出雲高等学校
	出雲工業高等学校
	出雲商業高等学校
	大社高等学校
	大田高等学校
	邇摩高等学校
	島根中央高等学校
	江津高等学校
	江津工業高等学校
	浜田高等学校
	浜田商業高等学校
	浜田水産高等学校
	益田高等学校
	益田翔陽高等学校
	吉賀高等学校
	津和野高等学校
	★ 隠岐高等学校
	★ 隠岐島前高等学校
	★ 隠岐水産高等学校
	盲 学 校
松江ろう学校	
出雲養護学校	
益田養護学校	
★ 隠岐養護学校	
江津清和養護学校	
松江緑が丘養護学校	
公安委員会	松江警察署
	安来警察署
	出雲警察署
	大田警察署
	川本警察署
	江津警察署
	浜田警察署
益田警察署	
計	70

監査実施期日	隠岐地区以外の機関 平成30年12月14日～平成31年3月12日
	隠岐地区の機関(★) 令和元年6月5日～令和元年7月19日

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

平成30年度会計
定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和元年10月発行
島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp